

平成28年4月26日

宮崎公立大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針

宮崎公立大学（以下「本学」という。）では、以下の基本方針に基づき、身体障がい、発達障がい、精神障がい、その他の心身の機能に障がいのある学生（以下「障がいのある学生」という。）の支援を行うこととします。

- (1) 本学は、本学に在籍する学生が、障がいの有無や程度によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行います。
- (2) 本学の障がいのある学生の支援は、学内関係部署及び教職員が、緊密に連携し協力して行います。
- (3) 本学は、本学に在籍する障がいのある学生から、学生生活において生ずる社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合等において、合理的配慮の提供を行います。
その合理的配慮については、障がいのある学生およびその保護者との合意形成・共通理解をはかり、多様かつ個別の障がいに対応するかたちで提供するよう努めます。
- (4) 本学は、障がいのある学生を支援する上で知り得た個人情報を厳密に管理し、第三者に情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとします。
ただし、連携支援を行うために必要であると本学が判断した場合は、守秘義務を遵守しつつ支援者間で個人情報を共有することができるものとします。